



障害のある子どもの支援

子どもの発達に不安を感じたら

幼児教室

問 貝塚市幼児教室 ☎468-8211

場 所 ミツ松認定こども園内(ミツ松2206-2)

市内在住の、心身の発達に不安や遅れのある就学前の子どもたちを対象に、療育や相談などを行っている施設です。集団の中でのさまざまな遊びや活動を通して、一人ひとりの発達や特性に応じた配慮のもと、大人や子どもたちとの関わりを広げ、豊かに成長していく場となることを目指しています。また、日常生活における基本的な動作や生活習慣の習得などの支援も行っています。子どもの生きていく力や生活していく力を、家庭との協力や共同のもとで育てていきたいと考えています。

◆ 通所支援(幼児教室)

子どもの年齢や発達段階に応じてグループを構成し、遊びや生活に取り組んでいます。理学療法士、言語聴覚士、作業療法士によるリハビリ、および指導を保育と連携しながら、保護者とともに進めていきます。

通所日 月曜、火曜、木曜、金曜

時 間 午前9時30分から午後3時

定 員 18名

◆ 外来リハビリ支援

● 理学療法

対 象 医療機関などでリハビリが必要とされる子ども

● 言語聴覚療法・作業療法

対 象 幼児教室を経て、引き続きリハビリが必要とされる子ども

◆ 追跡支援(こぐま教室)

幼稚園などに通っている3,4,5歳児の子どもが通う教室です。友だちと一緒にいろいろな活動にじっくり取り組んで達成感を味わうことや、考えて行動する力をつけることを目的としています。

通所日 木曜日

時 間 午後3時30分から5時

◆ 親子教室(とんぼ教室)

乳幼児健診や医療機関で経過観察となり、集団の場を勧められた親子を対象にしています。親子で一緒に色々な遊びに取り組む中で、好きな遊びを見つけ、楽しむことや、関わり方を知ることが目的とした教室です。また、個別相談も行っています。

通所日 水曜日

時 間 午前9時30分から11時

定 員 10名程度



子ども相談課 障害児支援担当

問 子ども相談課 ☎433-7071

児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援サービスを利用するための申請窓口です。

また、保育所やこども園に通っている、発達に不安のある子どもに対し、心理士による巡回相談を行っています。

他にも、市内のさまざまな障害児に関する機関と連携し、支援体制の整備などを進めています。

子どもの発達についての不安や障害についてのご相談も、関係機関と協力し、一緒に考えることができますので、お気軽にご相談ください。

場 所 保健福祉合同庁舎1階

基幹相談支援センター

問 貝塚市社会福祉協議会 ☎488-7770

障害児者のご本人やご家族の心配や悩みについて、また福祉サービスに関する相談など、専門職による総合相談を実施しています。障害種別や年齢、障害の診断の有無にかかわらず、お気軽にご相談ください。

場 所 保健福祉合同庁舎3階

お問合わせ時間

月～金曜日 午前9:00～午後5:00
(祝日・年末年始除く)



児童発達支援センター

問 こどもデイケアいずみ ☎421-3000

未就学で身体や発達に不安を感じる子どもに対し、療育を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の発達の気になる子どもやその家族への相談、事業所への援助や助言を行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。子どもの発達や障害について不安を感じたら、お気軽にご相談ください。

場 所 東山2-1-1

通所支援について

問 子ども相談課 ☎433-7071



障害児通所支援を利用したい (利用の流れ)

相談・申請(子ども相談課)

利用計画案の作成・提出

※保護者が作成する方法と相談支援専門員が作成する方法の2種類あります。

支給決定

事業所と契約・サービス利用開始

障害のある子どもや発達に課題のある子どもの通所サービスの利用申請、及び受給者証の発行を行います。

- 所得に応じて費用の負担があります。
(3～5歳児の子どもは利用者負担が無償となります。)



障害のある子どもの支援

児童発達支援

就学前の知的・精神障害(発達障害を含む。)のある子どもや発達に課題のある子どもへの日常的な動作の指導、集団生活への適応訓練などや就学前の身体障害のある子どもへの児童発達支援、及び機能訓練を行います。

放課後等デイサービス

就学後の障害のある子どもへ放課後や長期休暇(夏休みなど)に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進を行います。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害があり外出が著しく困難な子どもの居宅を訪問し、日常的な動作の指導、機能訓練などを行います。

保育所等訪問支援

認定こども園、保育園(所)、幼稚園、学校等に通う障害のある子どもや施設の職員に対し、支援員が施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

障害児通所支援事業所一覧



令和8年5月時点の情報です
大阪府児童福祉法による指定障がい児支援事業所一覧より

障害児通所支援・児童発達支援センター

☆主として重症心身障がい児を対象とした事業所

事業所名称	所在地	TEL	FAX	児(定員)	居	放(定員)	保
こどもデイケアいずみ 児童発達支援センター	東山2-1-1	421-3000	446-3999	○(30)			○
こどもデイケアいずみ 自閉症児支援センター	東山2-1-1	421-3011	421-3011	○(10)		○(10)	
ほっこりの里	窪田147-1	423-0020	423-0021	○(10)		○(10)	
みつばち加神アフタースクール	加神2-15-28	425-4066	424-7532			○(10)	
児童福祉サービスLarimar	地藏堂1-8	433-3900	433-3915	○(10)		○(10)	
みつばち森アフタースクール	森510-1	424-8822	424-6610			○(10)	
放課後デイサービス・児童発達支援ばれっと	半田1-17-3 ヴァンテアヌ西納101号	415-0329	415-0329	○(10)		○(10)	
こっとんオルタ	半田1-10-40	425-2433	425-2434	○(10)		○(10)	
児童デイサービスいっぽ	半田2-22-6	488-7258	488-7259	○(10)		○(10)	
ハピスポ貝塚	澤835-1	423-8880	423-8881	○(10)		○(10)	
放課後等 デイサービスはうす	半田591-8 サンプレス半田B棟1号室	468-6774	468-6774			○(10)	
こどもデイサービスenishi	東山7-6-21	446-3930	446-3931	☆(5)		☆(5)	
わくわくエイト	海塚二丁目22-15 山裾ビル4階	479-3677	479-3688	○(10)		○(10)	
キッズ・タカギⅡ	脇浜4-1-10	468-9737	468-9738	○(10)		○(10)	
運動&学習療育 あなたが宝モノ貝塚王子教室	王子1028-1	479-3524	479-3534	○(10)		○(10)	○
児童デイサービスルミナス	麻生中973-1	428-7444	428-7445	☆(5)		☆(5)	

事業所名称	所在地	TEL	FAX	児(定員)	居	放(定員)	保
まいるーむ放課後こども教室 貝塚校	澤1101-1 ピアコートU207 号室・208号室	493-3764	493-2995	○(10)		○(10)	
こどもサポートわんだ	脇浜2-6-2	489-6384	489-6385	○(10)		○(10)	
音楽&リズム あなたが宝モノ 貝塚王子教室	王子1029-5 いのちの木 リエゾンビル3F	489-5800	489-5801	○(10)		○(10)	○
放課後等デイサービス みのり 貝塚校	堀2-8-11	424-6589	424-6589			○(10)	
児童発達支援・放課後等 デイサービスキラボシ	中町1-40	050-8893 -2790	050-8893 -7234	○(8)		○(8)	
パピブケア貝塚	澤1101-1 ピアコートU101	489-5305	489-5306	○(10)			
ほっこりNext	窪田193-1	487-9485	487-9485			○(10)	
放課後等デイサービス エナジー	森678	446-7808	446-7807	○(10)		○(10)	
わんちーむ	森1041 安校事務所1階	442-8338		○(10)		○(10)	
清流の家 貝塚	森553-1	489-5000	489-5001	○(10)		○(10)	
保育所等訪問支援事業所 縁	近木町17-11	424-1742	424-1742				○

児:児童発達支援、居:居宅訪問型児童発達支援、放:放課後等デイサービス、保:保育所等訪問支援

相談支援事業所

名称	所在地	電話番号 FAX
みつばちme l	加神2-15-28	☎425-4066 Fax.424-7532
障がい者相談支援センターにしき	浦田77	☎422-7881 Fax.422-7880
相談支援室いっば	半田2-12-21	☎424-2003 Fax.488-7259
相談支援センターえにし	東山7-6-21	☎446-3930 Fax.446-3931
相談支援事業所 花	畠中1-7-45 ハynesピヴァット403号室	☎477-8477 Fax.474-1516
相談支援センターおひさま	脇浜4-1-10	☎468-9737 Fax.446-9738
ぱれっとサポート	半田1-17-3 ヴァンテヌ西納503	☎415-0329 Fax.415-0329
障害者地域生活支援センターみずま	清見553-1	☎446-6510 Fax.447-5777
貝塚市障害者生活相談支援センター いずみ	東山2-1-1	☎421-3000 Fax.446-3999
相談室まーち	脇浜2-6-2	☎489-6384 Fax.489-6385
相談支援事業所 アン	脇浜2-20-6-202	☎080-9166-8472
ジェイサポートケアプランセンター	三ツ松2037-38	☎446-3800 Fax.446-3802
相談支援室 結	近木町17-11	☎424-1742 Fax.424-1742
相談支援エス	堀1-9-8-212	☎070-3269-8546
相談支援事業所はるかぜ	東山2-5-2	☎425-3989 Fax.425-3736
貝塚市社会福祉協議会	畠中1-18-8	☎439-0294 Fax.439-0035
相談支援ルーム Bel・eclat	名越857-5	☎489-6265 Fax.489-6266



障害のある子どもの支援

医CAT(貝塚市医療的ケア児等支援調整アセスメントチーム)

問 子ども相談課 ☎433-7000・7071

医療的ケアが必要な子どもとそのご家族が、地域で安心して生活するとともに、子どもの健やかな成長を支えるため、医療・保健・教育・福祉などの関係機関が、連携しながらご家族と一緒に必要な支援を考えるための取り組みです。

必要な機関と連携しながら、医療的ケア児のご家族や支援者のかたからのご相談に応じますので、まずはお気軽にお問い合わせください。



身体障害者手帳

問 障害福祉課 ☎433-7012

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしてく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、HIV感染による免疫機能の障害のあるかたに交付します。

手帳は、障害の程度により1級から6級までの区分があります。

手続き

①必要書類などを持参し、手帳交付申請書を提出。代理のかたは、来庁者の本人確認書類が必要。

※交付までには1～2か月程度かかります。

※手帳交付申請時に要した診断書料は助成します。(生活保護受給世帯を除く)(医療機関の領収書が必要です。)

②手帳の交付準備ができましたら、書面にて通知します。

持物

・指定医師の診断書

・写真(たて4cm×よこ3cm)1枚

・本人の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

療育手帳

問 障害福祉課 ☎433-7012

貝塚子ども家庭センターまたは大阪府障がい者自立相談支援センターで、知的障害と判定されたかたに交付します。

手帳には、障害の程度によりA(重度)・B1(中度)・B2(軽度)があります。

手続き ※交付までに5か月程度かかります。

①必要書類などを持参し、手帳交付申請書を提出。

②18歳未満は、貝塚子ども家庭センター、18歳以上は大阪府障がい者自立相談支援センターの判定を受けます。

③手帳の交付準備ができましたら、書面にて通知します。

持物

・写真(たて4cm×よこ3cm)1枚

・本人の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

手当・助成など

問 障害福祉課 ☎433-7012

自立支援医療(育成医療)

育成医療の指定を受けている医療機関で、対象の障害ごとに定められた疾患に対する医学的処置、薬剤又は治療材料等の支給にかかる費用の一部を公費で支給します。原則かかった医療費の1割が本人負担となります。

対象

18歳未満で、治療を行うことにより、身体上の障害が軽くなり、日常生活が容易になると見込まれる児童

補装具費の支給

身体上の障害を補うための用具の購入、借受けまたは修理に要した費用(それぞれ限度額あり)を助成します。

対象

身体障害者(児)、難病患者など(障害の種別、等級により交付等が制限される場合があります)

日常生活用具の給付

日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付します。

対象

身体・知的・精神障害者(児)・難病患者等(障害の種別・程度により給付が制限される場合があります)で在宅のかた

は～もに～ばすの割引

手帳の提示で無料になります。

障害児福祉手当

20歳未満であって、重度の障害状態にあるため日常生活において常時特別の介護が必要な障害児に対して手当を支給します。

対象

重度の障害があるかたや長期にわたる安静を必要とする病状があるかたまたは精神障害・最重度の知的障害があり、日常生活において常時介護を要するかた

※医師の診断書が必要です。

※所得制限があります。施設へ入所している場合は対象外です。

手当額 月額16,560円(2・5・8・11月に支給)

特別児童扶養手当

重度又は中度の障害がある20歳未満の児童を養育している父母あるいは父母に代わってその児童を養育しているかたに対して手当を支給するものです。

手当額(4・8・11月に支給)

1級 月額58,450円

2級 月額38,930円

※所得制限があります。施設に入所している場合は対象外です。



障害のある子どもの支援